

業界のタイムリーな情報をお手元に

ビルメン

FUKUOKA

<http://www.fukuoka-bma.jp>

2023

4

Issue ● 352



2022 年度(第 28 回)都市ビル環境の日
第 15 回「子ども絵画コンクール」優秀賞



『魚も喜ぶきれいな海へ』

前島 日和さん (小田部小学校 6 年) の作品

編集・発行／公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 1 丁目 15 番 12 号 TEL. (092) 481-0431 FAX. (092) 481-0432

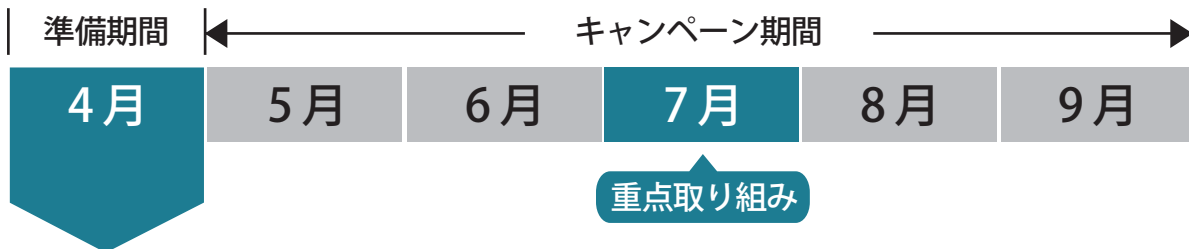


STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により、毎年約20人が亡くなり、
約600人が4日以上仕事を休んでいます。

労働災害防止キャラクターチューイ カン吉



準備期間(4月)にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

☐	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
☐	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
☐	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
☐	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に通知
☐	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

福岡県協会主催各種講習会実施予定表

主管	講習会名	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
教育研修	1. 貯水槽清掃作業従事者研修				●	久留米:6日(火)/北九州:14日(水)/福岡:20日(火)								
	2. 防除作業従事者研修					北九州()/福岡()/久留米()								
	3. 清掃作業従事者研修(基礎コースI・II)		北九州:4日(火) 福岡:19日(水)		●			●	久留米() 飯塚()		福岡()	●		
	4. 新規・再講習共 清掃作業従事者研修指導者講習会								福岡()	●				
	5. 空調給排水管理従事者研修指導者講習会								福岡()	●				
	6. ビルクリーニング技能検定直前講習会						福岡:16日(火)~18日(木)				●			
	7. 病院清掃従事者研修						福岡()	●						
労働福祉	8. 高所作業(ガラス清掃)安全教育講習会						福岡()	●						

福岡県協会主催行事予定表

主管	行事名	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
総務	定時社員総会			19 (金)										
教育研修	第45回アビリンピック福岡2023					1 (土)								
労働福祉	労働安全衛生大会						○							
	安全パトロール												○	○
調査広報	BM杯ゴルフコンペ			26 (金)					○					
	BM杯ボウリング大会						○							
	懇親旅行									○				
都市ビル	「都市ビル環境の日」クリーンアップ福岡								4 (水)					
	「都市ビル環境の日」シンポジウム								4 (水)					

障がい者の法定雇用率引き上げと支援策の強化について

障がいに関係なく、希望や能力に応じて誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念のもと、全ての事業主に法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引き上げと、障がい者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

POINT ①

障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇨	2.5% ⇨	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障がい者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆毎年6月1日時点での障がい者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆障がい者の雇用の促進と継続を図るための「障がい者雇用推進者」の選任(努力義務)

POINT ②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が各除外率設定業種ごとに、それぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります(現在、除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります)。

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む)	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業(狩猟業を除く)	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校(専ら視覚障がい者に対する教育を行う学校を除く)	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

POINT**③****障がい者雇用における障がい者の算定方法が変更となります。****▶精神障がい者の算定特例の延長(令和5年4月以降)**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障がい者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定(令和6年4月以降)

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障がい者、重度身体障がい者及び重度知的障がい者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

POINT**④****障がい者雇用のための事業主支援を強化(助成金の新設・拡充)します。(令和6年4月以降) ※詳細が決まり次第、別途ご案内予定****▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。**

- ◆障がい者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障がい者雇用関係の助成金を拡充します。

障がい者介助等助成金(障がい者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加)や職場適応援助者助成金(助成単価や支給上限額、利用回数の改善等)の拡充、職場実習・見学の受け入れ助成の新設など、事業主の皆さまの障がい者雇用の支援を強化します。

Q&A**Q1 障がい者雇用納付金の取り扱いは、どうなるのでしょうか？**

- A1** ①令和6年度分の障がい者雇用納付金について(※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間)
新しい法定雇用率(2.5%)で算定していただくことになります。
- ②令和8年度分の障がい者雇用納付金について(※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間)
令和8年6月以前については2.5%
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2 障がい者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2** 障がい者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。▶「障がい者雇用のご案内」<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取り扱いはどう変わりますか？**

- A3** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられます。
- なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%、令和8年7月1日から2.9%となります。



テーマ

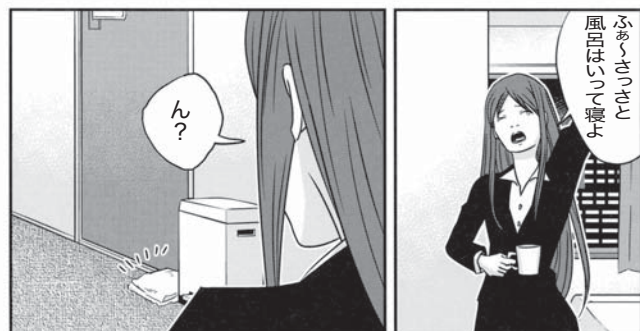
客室清掃の“やりがい”って、なんだろう

これまで「幸循環を生み出す客室清掃マジック」と題して、ホテル客室清掃での様々な現場事情を紹介してきました。紹介できた事例はほんの一部ですが、客室清掃スタッフの素顔や、現場での様々なトラブル、そして客室清掃の品質とサービスを高めていく意義などを感じていただけたのではないかと思います。

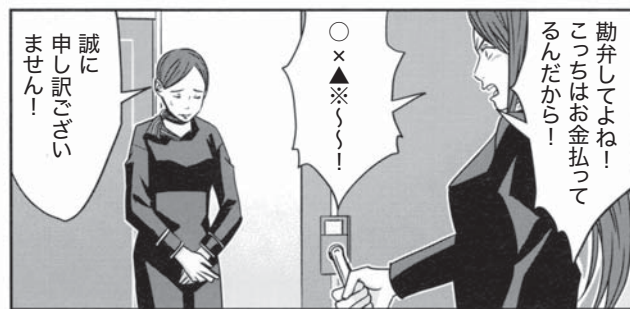
冒頭でお伝えしたとおり、(株)セイビ九州の創業は昭和44年。ちょうど西鉄グランドホテルが開業したのと同じ年です。以降、当社は福岡及び九州のホテル業界の発展と共に歩んできたことになります。

先代の父が仕事をする上で常に口にしていたのは「人を好きになれ」ということでした。『まずはこちらから相手を好きになる。その気持ちは必ず相手へ伝わる。そうすれば、相手からも自然に好かれるようになる。それがいつしか、かけがえのない信頼関係になり、信頼は仕事の責任感にもつながっていく。そして結果として、いい仕事、ができるようになる』。これが先代の持論です。

人を好きになったら、その相手に好かれるだけでなく、こちらから積極的に喜びを与えていきたいと思うようになるものです。そうした能動的な行為の結果、人から感謝されて、そこで初めて「ありがとう」の言葉をいただくことができ、仕事へのやりがいに結びつきます。「好かれ、喜ばれ、感謝され」という心構えは、当社の合言葉として今も生きています。



1



2



3



4



5



6

今回は、「客室清掃のやりがいてなんだろうくエピソード」を掲載します。

会員に関する各種変更のお知らせ

JR九州サービスサポート株式会社

■変更事項 電話番号

■変更日 令和5年2月1日

【新】092-433-6660 ※FAX番号は変わりません。

【旧】092-472-2931

株式会社 ファビルス

■変更事項 協会担当者(役職名)

■変更日 令和5年3月1日

【新】専務取締役 末岡 俊次

【旧】常務取締役福岡支社長 末岡 俊次

4月

行事予定

7	金	13:00～ 役員選挙管理委員会 於：県協会会議室
18	火	14:00～ 総務委員会 於：県協会会議室
24	月	14:30～ 第149回理事会 於：県協会会議室



毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。

毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
(申し込みは、該当週の水曜日まで)

講習会のお知らせ

2023年度

エコチューニング技術者資格講習 (オンライン講習)

本講習は、設備機器・システムの適切な運用改善等、時代に求められる脱炭素・省エネ技術を習得し、「エコチューニング」技術者となるために実施するものです。「エコチューニング」は環境省の登録商標であり、環境省が進める脱炭素事業です。

〔申込受付期間〕

■第一種エコチューニング技術者資格講習会：

3月6日(月)～5月17日(水)

■第二種エコチューニング技術者資格講習会：

5月8日(月)～7月14日(金)

〔講習日程(オンライン講習)〕

■第一種：6月1日(木)～7月13日(木)

実技課題：8月10日(木)～9月20日(水)

■第二種：8月21日(月)～9月20日(水)

*詳細につきましては、エコチューニング推進センターのホームページにてご確認ください。

<https://eco-tuning.j-bma.or.jp>

4月

各地の主な催し

※お出かけの際は、催し実施の有無を各市町村にご確認ください。

【福岡地区】

13日 「千年家宝物」毘沙門天像御開帳祭(新宮町/千年家)

29日 飯盛神社還暦の祝(武射)(福岡市西区)

【北九州地区】

15日 ほら貝まつり(北九州市若松区)

27日 吉祥寺藤まつり(～29日)(北九州市八幡西区)

【筑豊地区】

中旬 遠賀川流域の古墳同時公開(飯塚市ほか)

23日 霊験寺(釘抜地藏尊)春の大祭(～24日)(宮若市)

【筑後地区】

上旬 松尾弁財天大祭(八女市立花町)

中旬 中山大藤まつり(～下旬)(柳川市)

第66回 福岡県BM協会 ゴルフ会のお知らせ



日 時 令和5年5月26日(金)
9時30分スタート(アウト・イン同時スタート)

場 所 福岡カンツリー倶楽部 和白コース

募集人員 40名(10組)

申込締切日 5月17日(水)まで(定員に達し次第締切)

<令和4年度1月分>労働災害発生状況

※()内は前年同月の状況

Report



労働福祉委員会調査

■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	4(2)	12(3)	1(2)			1(1)	1(1)	
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	
人	(1)			7(5)	1		4	31(15)

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人			1	3(2)	3(4)	3(1)	21(8)	31(15)

■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	11(4)	2	3(3)	5(3)	9(5)	1		31(15)